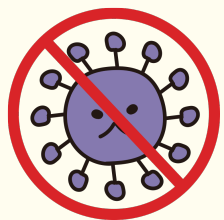


一人ひとりがお互いを思いやり 正確な情報収集・冷静な行動を!

新型コロナワクチン接種の 強制や差別はやめましょう



- 新型コロナワクチン接種は、強制ではなく、接種により期待する効果と都度公表されている副反応のリスクの双方について理解した上で、あくまで本人の意思に基づき接種を受けていただいています。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。
- 重い急性疾患にかかっている方、ワクチンの成分に対しアナフィラキシーなど重度の過敏性の既往歴がある方などは、医学的な事由によりワクチンを接種することができません。また、様々な理由によりワクチンを接種しないという選択も尊重されるべきです。
- 学校や職場、周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていないことを理由にいじめなどの差別的な扱いをすることは決して許されるものではありません。

ワクチン差別などでお悩みがあれば、まずはご相談ください。



★人権相談法務省「みんなの人権110番」

電話：0570-003-110 平日：8時30分～17時15分

★泉大津市人権くらしの相談課

電話：0725-33-1131 平日：8時45分～17時15分

※お悩みをお聞きし、必要に応じて他機関の相談窓口等をご紹介します。

STOP! ワクチンハラ! スメント

接種の有無がわかる
名簿などの張り出し



職場からの退出を求める、
参加させないなど。



接種しない理由を
しつこく聞く



解雇や部署替えを
命じる



これらの事例は、ワクチンハラ
メントとなり、職場での不当な取
り扱いは、使用者の「権利の濫用」
となる場合があります。

職場などでこのようなことがあれば、一人で悩まずご相談ください。

職場におけるいじめや
いやがらせなどに
関する相談窓口

●大阪労働局 総合労働相談コーナー

電話：06-7660-0072 平日：9時～17時 ※火曜日のみ9時～18時
フリーダイヤル：0120-939-009 (大阪府外及び携帯電話・PHS等は不可)

●泉大津総合労働相談コーナー (泉大津労働基準監督署内)

電話：0725-27-0898 平日：9時30分～17時